



写真提供：経済学部三年　滝本勇紀さん

## 学生委員会

# 広島大学学生生活に 関する規程(案)の 制定について

本学学生委員会は、「広島大学学生準則停止に伴う暫定措置」制定後二十五年以上の歳月が経過し、平成八年度には西条への移転がほとんど完了するなどを考慮し、新しい時代、生まれ変わりつつある広島大学にふさわしい「学生生活に関する規程(案)」の作成に取り組んできました。

この間の詳しい事情については、一九九四年の九月二十日発行の広大フォーラム二十六期三号に紹介してあります。その骨子は「大学という社会において、すべての構成員が円滑な日常生活を送るために一定のルールが必要であるが、そのルールは、その構成員の自発性によって支えられるような内容のものでなければならない」ということでした。学生委員会は、終始一貫してこの基本姿勢を守り、議論を重ねてきました。

その結果を、最も実現可能かつ民主的な方法論として、誰の目にも触れる広大フォーラム（十一月一日発行の二十六期四号）に規程案の全文（旧案と新案）として掲載し、その内容を、議論の経過を含めて具体的に説明してきました。また、それぞれの号では、大学の構成員からの意見を求めてきました。さらに、規程案に関する周知の徹底を図る文書を、十一月十八日の日付で各学部の所定の掲示板にも掲示しました。

その結果、個人的意見が一件、一回体からの意見が三件提出されました。で、民主的ルールに則り、意見の全文を紹介するとともに、学生委員会の見解と今後の方針について述べることにします。なお、個人の名前は、プライバシー保護のため伏せておきます。

（日本国憲法より）

### 第九章 改正

第九十六条 この憲法の改正は、各議院の総議員の三分の二以上の賛成で、国会が、これを発議し、國民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際行われる投票において、その過半数の賛成を必要とする。

② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、國民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

一・個人からの意見の全文  
広島大学学生生活に関する規程(案)についての疑問点  
(一九九四年十二月二日付け)

広大フォーラムで憲法が引き合いに出されていることから、この規程が広島大学のそれにあたるものだと解釈しました。そこで疑問に思ったことなのですが、この規程に、日本国憲法第九章に当る『改正』が含まれていないのはどうしてでしょうか。明らかにしてください。また、私も含めた学生からの意見、質問およびそれに対する返事は、一般学生には明らかにされないのでしょうか。それともなんらかの手立てが考えられているのでしょうか。

## 二、団体からの意見

### 2-1

広島大学学生規程に関する五者会議の見解再提出  
（広島大学西条五者会議、一九九四年十月二十六日）

広大フォーラム二十六期三号十八ページから二十ページの「広島大学学生生活に関する規定(案)制定に関する諸問題」という記事を拝読させていただきました。それにつき、以前五者会議が提出した見解を貴委員会が誤解されているのではないかと思われる所以で、五者会議の見解を改めて提出したいと存じます。

昨年の十二月に提示された「広島大学学生生活に関する規定(仮称)(案)」は、その一～四条において学生生活全般に関わり、9条において院生、研究学生も含まれています。サークル組織である五者会議のみ提示して、学生の意見を聞いたということで制定をはかられては、五者会議として責任が負えません。広大フォーラムの記事は、あたかも五者会議に譲歩を求められたような文章でしたが、それは筋違いであります。

もし、貴委員会が規定(案)について学生の意見を求めたうえで制定したいのであれば、規定(案)の全文と主旨を西条、千田、霞、東雲の全学生に提示し、意見を聴取する「全学説明会」のようなります。

ものを開いていただきたい。広大フォーラムの記事では、規定(案)の内容がほとんどどの学生にとって不明であり、意見聴取の方法としても不十分です。なお、全学生的意見を聴取せずに制定された規程が、遵守するに値するかどうかは、それこそ考え方の相違と存じますので、上記の内容をご考慮のほどよろしくお願ひいたします。

（規定）は正しくは「規程」であるが、意見書の文字は変更せず引用してある。

### 2-2

「広島大学学生生活に関する規程(案)」に関する五者会議の要求  
（広島大学西条五者会議、一九九四年十一月二日）

広大フォーラム二十六期四号十ページから十三ページの「広島大学学生生活に関する規程(案)の内容について」という記事を拝読させていただきました。この記事で、貴委員会が規定(案)の内容を公開して学生の意見を問う考え方のあることを確認させていただきました。前号の記事が意味不明のものであり、この規程(案)に対する五者会議において一致した要求を申し上げます。

この規程(案)の全文と主旨を、西条、千田、霞、東雲の全学生に提示し、意見を聴取する「全学説明会」を重ねて要求いたします。

現在までの経緯を見る限り、このままでは、大多数の学生が規定(案)の内容を認知することのないまま制定、ということになりそうです。これでは全學生の合意を得られないことになります。五者会議としては、全學生の合意が得ら

定する人々を含む）に提示し、意見を聴取する「全学説明会」を開いてください。広大フォーラムによる公開、意見聴取のみでは、その頒布力において限界があり、手法としても不十分です。また、この規程(案)を制定するとして、どのような手続きを踏むつもりであるのかを、近日中に文章で明らかにしてください。

### 2-3

「広島大学学生生活に関する規程(案)」の全学説明会開催要求  
（広島大学西条五者会議、一九九四年十一月七日）

広大フォーラム二十六期三号、四号および各学部の掲示において、「広島大学学生生活に関する規程(案)」の公開、意見公募が行われています。五者会議では、全學生の合意を得るという観点から、現在の方法では不十分であると考えています。この規程(案)の全文と主旨を、西条、千田、霞、東雲の全学生に提示し、意見を聴取する「全学説明会」を公開して学生の意見を問う考え方のあります。そこで、これらの意見に対する五者会議としても貴委員会の意図を測りかねていましたので、喜ばしく思つております。繰り返しとはなりますが、この規程(案)に対する五者会議において一致した要求を申し上げます。

以上四件が、今回提出された意見の全てです。そこで、これらの意見に対する学生委員会の考え方を述べ、今後の方針を説明しておきます。

## 一、個人からの意見に対する回答

まず、第一番目の意見に対する学生委員会の見解について説明します。この意見は確かに重要なものです。全日本の学生規程に相当するものを調べた結果、いずれの規則にも、改正の項目に相当するものは含まれておりません。

そこで、広島大学においては対応をいかにすべきかを慎重に討議した結果、検討が進められてきた「規程(案)」制定後、不都合な内容が生じてきた場合、人々の意見を問い合わせ、関係委員会等において、内容に関する審議を行うことにしたいというのが学生委員会の見解です。

これまでも、本学では、学生生活に関する意見はすべて学生委員会において取り上げ、公平な立場を尊重しながら審議してきた過去の実績があります。

この実績は極めて重要です。繰り返しますが、「広大フォーラム」二十六期三号にも既に書いたように、「学生生活に関する規程(案)」の基本的な方針が、「どうすれば広島大学のすべての構成員に幸せがもたらされるか、学問やサークル活動等が活性化され国際社会にふさわしい大学になるか」ということです。

今後とも、この方針のもとにあらゆる問題に対応したいと考えています。

また、この基本姿勢の裏づけとして、今回の「規程(案)」には他大学の規程にあるような違反行為に対する規制の項目がないことは重要なことです。もう一度、「フォーラム」を読み返してみてください。

ください。

## 二、団体からの意見に対する回答

(二一一)  
「広大フォーラム」二十六期三号八〇二十九ページの内容は、五者会議に見解を問うたものではなく、全学の構成員に対して意見を求めるものであることを、まず述べておきます。全学の学生に対して提示してほしいという問い合わせに対しても、二十六期四号、十三ページにおいて、規程(案)の新案と旧案の具体的な内容を全て取り上げ、審議内容を盛り込み、懇切丁寧に説明しております。

## 三、団体からの意見に対する回答

(二一二)

五者会議としての見解は、「規程(案)の全文と主旨を西条、千田、霞、東雲の全学生（第9条に規定する人々を含む）に提示し、意見を聴取する」全学説明会を開いてくださいということです。この要求は、二一三と共通するものですから、同時に回答いたします。

学生委員会としては、一万六千以上上の全学生に周知する方法論として、どのような方法論を採用するのが最も効果的で民主的ルールに則つたものになるかの議論を重ねた上で結論を出しております。それが、学生委員会の見解と「規程(案)」の具体的な内容を文章として「フォーラム」に掲載するという

基本方針でした。

そして、この方針は既に実行に移され、実際に意見を求めてきました。十一月一日号に規程(案)の具体的な内容と審議経過に関する記事が掲載された後、板に周知徹底を図る文書も掲示しました。また、ある学部では、憲法に関する講義のなかで今回の規程(案)を取り上げていただきました。結果的には本文に紹介した総論的意見のみで、各論に対する意見は一件も出てきませんでした。

学生委員会は、このような経緯を公平かつ冷静に受け止め、慎重に協議しては全学的な同意が取れたものと判断しました。繰り返し確認しますが、文書として規程(案)を公の出版物に提示し、意見を公募し、出された意見を全て掲載し、それらに対して文章として回答するという今回的方法論は、日本国憲法の精神に十分に則つた、高次の民主的ルールに立脚するものであると判断しております。特に、広島大学の統合移転計画が進行中であるという状況下においては、今回の方針が、全学の意見を聴取するための最も優れたものであると確信しています。特に、現在の状況下で、各論に対しても問題が無かつたというのは重要な点です。

したがって、学生委員会では、規程(案)を制定するための手続きを進めることが、これまでの経過のないことを願っています。

学生委員会は、これまでの経過のない規程(案)が承認されることを願つて

ともに何らかの不都合が生じた場合に

は、今回の「一学生」からの意見を尊重し、これまでどおり学生委員会において柔軟に対応したいと考えています。

また、細則との関係については、従来の暫定措置と特に変わっている点はありません。

学生委員会が学生規程(案)作りのなかで目指してきたのは、これまでの広大

フォーラムにおいても述べてきたよう

に、「新しく生まれ変わりつつある広島

大学において、学生生活が、円滑かつ充実したものになるために」という基

本姿勢に基づいた約束事としての規程を作りであるということを、是非読みとつていただきたいと思います。規程の対象となる人々を、「規程」によって規制する項目のない「広島大学学生生活に

関する規程(案)」で本当に大学の秩序が守ることができるかどうかは、広島大

学校の全ての構成員の今後の努力次第であります。

最後に、「規程(案)」を制定するための手続について説明しておきます。

まず、今回の「広島大学学生生活に

関する規程(案)」は、広島大学の評議会によつて審議された後、各学部へ持ち

帰り、慎重に審議され、再び評議会に上げられ決定されることになります。

学生委員会は、これまでの経過のない規程(案)が承認されることを願つて